

19 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

憲法9条に反する安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安全保障関連法を、反対する多くの国民の行動や声を無視して強行成立させた。法律は、集団的自衛権の行使を認め、「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援という名の「兵站」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものとなっている。

国会審議のなかで、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安全保障関連法を「違憲」と断じたのは極めて重大である。憲法の根幹に関わる法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、立憲主義国家として許されるものではない。いまでも国民の8割を超える人たちが「国民に十分に説明していない」との声をあげている。

加えて、法律は「可決成立」したとしても、国の最高法規である憲法に反する法律として効力をしないものである。

よって、国においては、憲法9条に反する安全保障関連法を直ちに廃止するよう強く求める。

国民生活を破壊する消費税10%への引き上げ中止を求める意見書(案)

アベノミクスによる円安、物価上昇のなか、2014年4月から消費税8%への引き上げが実施された。負担増により家計は大きな打撃を受け、消費の大幅な落ち込みによる経済の低迷はいよいよ深刻である。さらに、若者・子育て世代や高齢者世代を中心に貧困がますます広がっている。どの世代からも「これ以上の増税はとんでもない」の声が大きくひろがるなか、安倍政権は「景気条項」まで削除し、国民の暮らしがどうであろうと2017年4月からの消費増税を強行しようとしている。日本経済も、国民の暮らしも一顧だにしない政府の姿勢は決して許されるものではない。

これまで政府は消費税導入や消費税率の引き上げの理由として「消費税は社会保障のため」「財政再建のため」などと繰り返し主張してきた。しかし、消費税の導入以降、医療費負担の引き上げ、年金額の引き下げなど医療や年金・介護など社会保障制度は改悪の一途である。消費税導入後も国の借金は膨らみ続け、2015年6月末現在で1,057兆円にのぼり、国民1人当たり833万円にも達している。このように、消費税は社会保障の拡充や財政再建とは無縁のものであり、むしろ国民の暮らしと営業を破壊するものである。

よって、国においては、2017年4月1日からの消費税率10%への引き上げを中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日本農業を破壊させるTPP協定の批准手続きの中止を求める意見書（案）

政府は2月4日、アメリカ、日本など12か国が参加し、関税の原則撤廃などを盛り込んだ環太平洋連携協定（TPP）協定に署名した。昨年10月の大筋合意では、農林水産物全体では8割を超える品目の関税が撤廃され、「聖域」としていたコメなどの農産物重要5品目でも約3割が撤廃されるなど、日本の譲歩ぶりが際立っている。さらに、残りの農林水物443品目も、発効から7年後にはアメリカ等の要求があれば、関税撤廃に向けたさらなる協議が義務付けられたことはきわめて重大である。TPP協定はまさに農業分野の総自由化にむけた協定ともいうべきもので、本県はじめ日本農業が壊滅的打撃をこうむることは必至である。

埼玉県議会は2015年2月定例会で、国会決議を必ず遵守するとともに、国民への情報開示を徹底し、丁寧な説明により理解を得ることを国に求める意見書を採択した。しかしながら、TPPの大筋合意後も、政府は交渉結果の内容を小出しにただけで協定への署名を強行するなど、国民無視の姿勢は重大である。

加えて、TPP協定はISDS条項をはじめ、医療・保険、食品安全、地域経済・雇用、知的財産権など国民の生活・営業に密接にかかわる分野で日本国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、TPP協定の批准手続きをただちに中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付制奨学金の創設を求める意見書（案）

日本国憲法第26条第1項は、全ての国民に教育を受ける権利を保障し、教育基本法第4条第3項は、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

現在、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」）は、100万人以上の学生に奨学金を貸与しており、今や2.6人に1人の学生が支援機構の奨学金を利用している。学費は高騰を続ける一方で、家計収入は年々低下しており、進学のために奨学金制度の果たす役割はかつてなく増大している。

しかしながら、支援機構の奨学金は、第1種（無利子）第2種（有利子）ともに貸与型であり、そのうち約7割が有利子である。さらに、延滞金は年5%と高率である。また、貸与を受けるために保証を付けることが必須条件となっており、個人保証を選べば返済が不能となった際に保証人である親族に請求がなされ、機関保証では毎月高額の保証料が奨学金から天引きされることになる。

現在、支援機構の奨学金を延滞している者は33万人以上に上り、その多くは低賃金の非正規雇用や失業などで返済したくても返済できない奨学生である。奨学生は、卒業後に奨学金の返済を遅滞すればいわゆるブラックリストに登録され、最終的には裁判を起されるなど、支援機構の過酷な取り立ては奨学生の将来を不安にしている。

よって、国においては、一刻も早く給付制奨学金を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。